「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会・参考資料

野村アセットマネジメント株式会社 サステナブル投資戦略室

日本証券アナリスト協会　企業会計研究会・委員

Corporate Reporting Users’ Forum Japan Chair

大畠彰雄

議題について

のれんの会計処理（非償却の導入）

- (1) 非償却を導入する会計基準の改正を支持するか。また、その理由は何か。
  - ① のれんの非償却を支持する場合、償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。
  - ② のれんの非償却を支持しない場合、非償却とすることについて何が問題と考えられるか。
- (2) IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。

のれん償却費の計上区分

- (3) のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。
- (4) 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。
  - ① のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。
  - ② （販売費及び一般管理費に計上したうえで）のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。
  - ③ IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」（management-defined performance measure：MPM）に相当する指標を開示する。

自己紹介　大畠彰雄（おおはたあきお）

- 日本株の素材・エネルギー企業を中心に20年以上アナリストとして活動しており、担当企業は32社、そのうち10社がIFRS、その他は日本基準を採用しています。日本証券アナリスト協会の企業会計研究会委員や、Corporate Reporting Users' Forum Japanのチェアとして、企業報告・会計領域のユーザー側の活動にも取り組んでいます。
- アナリスト業務に加え、2024年4月からはネットゼロ戦略室長、2025年4月の室統合後はサステナブル投資戦略室長として、サステナビリティ関連の取り組みも推進しています。

(1) 非償却を導入する会計基準の改正を支持するか。また、その理由は何か。

- 結論：中立
- のれんの「非償却」と「償却」には、利用者にとってそれぞれメリット・デメリットが存在します。いずれの手法でも、企業によるIR資料の充実やアナリストの分析手法により、デメリットは一定程度軽減可能です。そのため、のれん会計基準の改正については中立の立場を取ります。
- また、改正の是非は、制度設計の細部、開示ルール、実務運用、そして市場参加者の適応力に左右されるため、どちらか一方に偏った評価は適切ではありません。以上の理由から中立を支持します。

のれん「非償却」のデメリット

- のれん減損の計上は、その背景やタイミングが不透明であるため、利用者の業績予想に大きなリスクをもたらす可能性があります。
- 日本企業が長期的に連結当期利益の最大化を目指している点には異論はありませんが、短期的には一過性損失を積極的に認識する企業も散見されます。特別利益の計上や外部環境の好転により想定以上の利益が生じた局面で、利益の安定化を目的として一過性損失を意図的に計上するケースがあるように思われます。
- のれんの減損は、その一過性損失の一要素として用いられることがあります。すなわち、のれんの減損により一時的に損失を計上して業績の平準化を図る行動が見られます。減損の対象となる事業は一定程度、アナリストとしても予想はできます。しかし、タイミングなどは将来キャッシュフローの変更という利用者には開示されにくい情報に依存し、予測は困難です。
- 業績が平準化され、決算短信等で開示される業績予想を下回る事態が比較的少ないため、のれん減損が経営責任という議論にはつながりにくいという側面もあります。

のれん「償却」のデメリット

- 現在の高騰したM&A市場では、日本会計基準に基づく定期償却により、被買収企業の営業利益とほぼ同額ののれん償却費が発生することが多く、その結果、のれん償却により連結営業利益が増えないケースが散見されます。
- 特に、M&A後に成長やシナジーが十分に実現しない場合、被買収企業の営業利益がのれん償却費で相殺され、連結営業利益が増えないのが一般的です。
- 日本企業の多くは配当方針を連結当期利益を基準に決定しているため、営業キャッシュフローが増えても連結当期利益が増えなければ配当が増えにくい構造です。その結果、増加した営業キャッシュフローは負債削減や再投資に充てられることが多く、株主還元に直接回らないため、株式のバリュエーション改善につながりにくい場合がしばしば見られます。
- キャッシュフローの改善自体を株式市場が評価すべきだという主張もありますが、不透明な経済環境下では将来の投資評価が慎重になりやすく、投資に対して前向きな評価を得にくい傾向があります。

① のれんの非償却を支持する場合、償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。

- 「償却」か「非償却」かが決算短信で明確に開示されている場合、私は中立の立場を取ります。現在、利用者側の混乱が比較的小さいのは、会計基準ごとにのれんの処理が分かれているためです（IFRS：非償却、米SEC：非償却、JGAAP：償却）。
- もし日本基準でのれんの処理を選択制とするなら、利用者の混乱を避けるため、速報性の高い決算短信において当該選択を明確に記載する必要があります。
- 類比としての減価償却の例：
  - 同業種内で定率法と定額法が混在することがあります。定率法を採用する企業は一般に減価償却費が高く、利益が低く出る傾向があります。
  - キャッシュフロー自体は変わらないため、キャッシュフロー重視の評価が行われれば、定率法の企業の利益に対するバリュエーションは相対的に高くなるはずです。しかし実際には必ずしもそうなっていません。
  - 背景には、決算短信の発表時点でどの減価償却方法を採用しているかの把握が困難であり、それが市場の評価に影響していると考えられます。
- のれんの償却方法を選択制にした場合も同様の混乱が生じると想定されます。したがって、決算短信という速報性の高い媒体において、選択の余地がある会計処理について明確に記載するべきだと考えます。

参考：決算短信による会計基準の開示

2026年３月期　第１四半期決算短信〔IFRS〕（連結）

2025年12月期 第2四半期(中間期)決算短信〔米国基準〕(連結)

2026年３月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

② のれんの非償却を支持しない場合、非償却とすることについて何が問題と考えられるか。

- スライド4で申し上げた通りです

(2) IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。

- 結論：中立
- 決算短信や有価証券報告書では、採用している会計基準が明確に示されており、IFRSや米SEC基準ではのれんが非償却であることが明らかになっています。
- 日本企業が国際的な資金調達や子会社・関連会社との会計基準統一を念頭に、連結全体をIFRSで作成する方針を採ることは理解できます。
- また、IFRSを採用する企業の一部はキャッシュフローを基準に配当などの株主還元を決定しており、会計基準の違いによる利益の差が株主還元に影響を与えないケースもあります。現在私がアナリストとして担当している日本企業群では、IFRSと日本基準が混在していますが、会計基準ごとに採用される会計処理が明確に開示されているため、分析や業績予想に大きな不便は感じていません。これは開示制度と企業側の開示努力の成果であり、アナリストとして感謝しています。
- さらに、M&Aが常に成功するわけではなく、のれんの減損が発生することもあります。PPA（Purchase Price Allocation）では無形資産の比重が大きくなることも多く、M&Aを重ねても無尽蔵にのれんだけが膨らむような事象は、現時点では見受けられないという印象です。

(3) のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。

- のれん償却費の計上区分や金額が決算短信等で明確に開示されている場合、私は中立の立場を取ります。
- 現在の日本企業は事業の多様化、業界再編および海外進出により、持分法投資損益が多額に計上されるケースが増えています。そのため、企業が中期計画で掲げる目標における利益は、従来の「営業利益」だけでなく、多様な利益指標を含むものになっています。また、業態変化に伴い、アナリスト等の利用者が注目する利益項目も変化しています。
- これにより、営業利益に加えて経常利益、当期利益といった段階損益だけでなく、「営業利益＋持分法投資損益」、EBITDA等が決算短信やIR資料で注目されるようになっています。
- のれん償却費の計上区分を変更しても、金額を明確に示せば、企業側と財務諸表利用者側でのれん償却費を調整して比較可能な指標を作成できます。この場合、金額の大小にかかわらず継続的にのれん償却費の開示が望まれます。これにより、議論のベースとなる共通指標が確立され、評価の透明性が高まり、利用者による業績予想もしやすくなると考えます。

(4) （計上区分の変更を）支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。

- (4) 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。
  - ① のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。
  - ② （販売費及び一般管理費に計上したうえで）のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。
  - ③ IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」（management-defined performance measure：MPM）に相当する指標を開示する。

- いずれの方法でも、企業のIR資料と利用者の分析工夫により実務上の調整は可能であるため、基本的に中立です。
- ③を採る場合は、利用者にとって最も有用となるのは「調整表（reconciliation）」の継続的開示であり、その内容が精緻であればあるほど比較可能性等が高まります。
- ①を採用する場合、金額の継続的・明確な開示がなければ混乱は解消しないため、重要性の大小にかかわらず継続的開示を求めます。現在の実務では、金額的な重要性から営業外収益・費用や特別利益・損失の内訳は、継続性が高くありません。
- ②はのれん償却費が毎期、明確になっている点を考えると最も好ましいです。しかし、IFRSとのコンバージェンスの観点からは③も好ましいと考えます。